


所管部課	環境部 環境課	部長	松本 幹男			
件名	東大和市遊び場条例の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>市において、用地の借上げを行い設置している「高木こども広場」について、土地所有者の事情により、令和2年3月31日を以って、当該土地に係る賃貸借契約を終了することになった。</p> <p>そのため、「高木こども広場」を廃止する必要性が生じたことから、東大和市遊び場条例の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 改正内容 東大和市遊び場条例別表中の「高木こども広場」を削除する。</p> <p>(2) 施行日 令和2年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 こども広場の廃止に伴い遊び場は減るが、学校の校庭開放につなぐことで、土地所有者の意向を反映することができる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和2年1月10日 土地所有者からの申出 (賃貸借期間の変更) 令和2年1月15日 文書課において審査済み 令和2年1月20日 高木こども広場の返還に係る決裁</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和2年第1回市議会定例会に議案として提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。